

第1章 総 則

第1節 目 的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条、及び黒松内町防災会議条例（昭和37年条例第12号）第2条第1号の規定に基づき、黒松内町防災会議が作成する計画であり、黒松内町の地域に係る防災に関し、予防、応急及び復旧等の災害対策を実施するにあたり、防災関係機関がその機能の全てをあげて、黒松内町民の生命・身体及び財産を災害から保護するため、次の事項を定め、本町防災の万全を期することを目的とする。

- (1) 黒松内町の区域を管轄し、若しくは、区域に所在する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共団体、その他防災上重要な施設の管理者等が処理すべき防災上の事務又は事業の大綱
- (2) 災害時に必要な防災の組織に関すること
- (3) 災害の未然防止と被害の軽減を図るための施設の新設及び改善等災害予防に関すること
- (4) 災害が発生した場合の給水、防疫、食糧供給等災害応急対策に関すること
- (5) 災害復旧に関すること
- (6) 防災訓練に関すること
- (7) 防災思想の普及に関すること

なお、本計画は、「持続可能な開発目標（SDGs）」の主にゴール1、11、13、17の達成に資するものである。



※持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）

2015年9月に国連サミットで採択された、2030年を期限とする先進国を含む国際社会全体の開発目標であり、17のゴール（目標）と、それぞれの下により具体的な169のターゲットがある。

全ての関係者（先進国、途上国、民間企業、NGO、有識者等）の役割を重視し、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に統合的に取り組むもの。

第2節 用 語

この計画において、各号に掲げる用語は、それぞれ該当各号に定めるところによる。

基本法	災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）
救助法	災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）
防災会議	黒松内町防災会議
本部（長）	黒松内町災害対策本部（長）
町計画	黒松内町地域防災計画
災害関係機関	黒松内町防災会議条例（昭和37年12月27日条例第12号）第3条に定める委員の属する機関
災害	災害対策基本法第1号に定める災害

第3節 計画の修正要領

この計画は、基本法第42条に定めるところにより計画内容に随時検討を加え、おおむね次に掲げるような事項について必要があると認めるときは、修正の基本方針を定め、これを修正するものとする。

- (1) 計画の内容に重大な錯誤があるとき。
- (2) 社会、経済の発展に伴い計画が社会生活の実態と著しく遊離したとき。
- (3) 防災関係機関が行う防災上の施策によって計画の変更（削除）を必要とするとき。
- (4) 新たな計画を必要とするとき。
- (5) その他防災会議会長が必要と認めたとき。

第4節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

防災会議の構成機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者の防災上処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。

なお、事務又は業務を実施するにあたり、防災関係機関の間、住民等の間、住民等と行政の間での防災情報が共有できるように必要な措置を講ずるものとする。

機 関 名		事 務 又 は 業 務 の 大 綱
黒 松 内 町		<ol style="list-style-type: none"> 1 黒松内町防災会議に関する事務を行うこと。 2 黒松内町災害対策本部の設置及び組織の運営に関すること。 3 黒松内町の所掌に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策に関すること。 4 防災に関する施設、設備の整備、資材の備蓄並びに供給に関すること。 5 防災思想の普及、防災訓練に関すること。 6 避難情報の発令・解除に関すること。 7 管内の関係団体が実施する災害応急対策の調整に関すること。
黒 松 内 町 教 育 委 員 会		<ol style="list-style-type: none"> 1 被災児童及び生徒の救護並びに応急教育に関すること。 2 避難等に係る公立学校施設の使用に関すること。 3 教科書等学用品の調達と支給に関すること。 4 文教施設及び文化財の保全対策に関すること。
岩内・寿都地方消防組合消防署 黒 松 内 支 署		<ol style="list-style-type: none"> 1 黒松内町が行う災害に対する業務の全般的な協力に関すること。 2 住民の避難誘導と人命救助に関すること。 3 緊急時における病人、負傷者・急患の輸送に関すること。 4 被災地の警戒体制に関すること。
指 定 地 方 行 政 機 関	小 樽 開 発 建 設 部 俱 知 安 開 発 事 務 所 岩 内 道 路 事 務 所	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害地のパトロールと防災管理に関すること。 2 一般国道の整備並びに災害復旧に関すること。 3 被災地の交通情報収集と交通路確保に関すること。 4 災害に対する情報の伝達、収集に関すること。
	後 志 森 林 管 理 署 黒 松 内 森 林 事 務 所	<ol style="list-style-type: none"> 1 所轄国有林につき保安林の配置の適正化と施業の合理化に関すること。 2 所轄国有林の復旧治山並びに予防治山に関すること。 3 林野火災の予防対策の樹立及びその未然防止に関すること。 4 災害時における町の要請に基づく緊急対策及び復旧用材の供給に関すること。
陸 上 自 衛 隊	第 2 8 普 通 科 連 隊	<ol style="list-style-type: none"> 1 住民の避難誘導と人命救助に関すること。 2 緊急時における病人、負傷者急患の輸送に関すること。 3 被災地の警戒態勢に関すること。 4 危険物に対する保安対策に関すること。
北 海 道	後 志 総 合 振 興 局	<ol style="list-style-type: none"> 1 後志総合振興局地域災害対策連絡協議会に関する事務を行うこと。 2 防災組織の整備に関すること。 3 応急対策に必要な物資及び資機材の備蓄及び整備に関すること。 4 災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること。 5 防災関係機関相互の連絡調整に関すること。 6 自衛隊の災害派遣要請に関すること。 7 救助法の適用に関すること。 8 その他災害発生の防御又は拡大防止のための措置に関すること。

機 関 名		事 務 又 は 業 務 の 大 綱
北 海 道	小樽建設管理部 蘭越出張所	1 水防技術の指導に関する事。 2 北海道が管理する道路及び橋梁のパトロールと防災管理に関する事。 3 道道の整備並びに災害復旧に関する事。 4 災害時の関係河川の水位雨量の情報及び報告に関する事。 5 被災地の交通情報収集と交通路の確保に関する事。
北 海 道 警 察	寿都警察署 黒松内駐在所 白井川駐在所	1 住民の避難誘導及び被災者の救出救助並びに緊急交通路の確保に関する事。 2 被災地、避難場所、危険箇所等の警戒に関する事。 3 犯罪予防、取締等に関する事。 4 危険物に対する保安対策に関する事。 5 災害情報の収集に関する事。 6 黒松内町等が行う防災業務の協力に関する事。
指 定 公 共 機 関	北海道旅客鉄道(株) 長万部駅	1 災害時における鉄道輸送等の確保に関する事。 2 災害時における救援物資の緊急輸送及び避難者の輸送等に係る関係機関の支援に関する事。
	黒松内郵便局	1 災害時における郵便輸送及び郵便業務運営の確保に関する事。 2 郵便貯金及び簡易保険事業の非常措置に関する事。 3 郵便局の窓口掲示板等を利用した広報活動を行う事。
	北海道電力ネットワーク 株式会社 岩内ネットワークセンター	1 災害時における電力の緊急対策、復旧対策等に関する事。 2 災害時における電力情報の提供に関する事。 3 電気設備に対する保安対策に関する事。
	東日本高速道路(株) 室蘭管理事務所	1 所管する高速道路の整備並びに災害復旧に関する事。 2 被災地の交通情報収集と交通路確保に関する事。 3 道路災害に対する情報の伝達、収集に関する事。
指 定 公 共 地 機 関	寿都医師会黒松内支部	災害時における医療関係機関との連絡調整並びに応急医療及び助産、その他救助の実施に関する事。
公 共 的 団 体	ようてい農業協同組合 黒松内支所	1 黒松内町が行う被害状況調査の協力に関する事。 2 所轄施設の災害応急対策、災害復旧に関する事。 3 被災組合員等に対する融資及びその斡旋に関する事。
	黒松内町商工会	1 黒松内町が行う被害状況調査の協力に関する事。 2 災害時における物価の安定及び救助物資の確保についての協力に関する事。
	黒松内建設業協会	1 黒松内町が行う被害状況調査の協力に関する事。 2 災害時における町の要請に基づく緊急対策、復旧対策等に関する事。
	南部後志環境衛生組合	災害時におけるし尿処理等の環境衛生保持・応急措置に関する事。
	黒松内町社会福祉協議会	1 災害時における住民組織、民間団体、町の三者相互の連絡、協力要請に関する事。 2 災害時における避難所の設置及び避難誘導に関する事。 3 炊き出し及び食品、生活必需品等の配給に関する事。 4 ボランティア(センター)運用・運営全般に関する事。

第5節 町民及び事業所の基本的責務

「自らの身の安全は自らが守る」ことが防災の基本である。

町民及び事業所は、その自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には、自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。特に、いつでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減するための備えをより一層充実し、住民主体の取組の促進により町全体としての防災力の向上を図る必要がある。

また、新型コロナウイルス感染症対策を含む感染症対策の観点も取り入れた防災対策の推進を図らなければならない。

1 町民の責務

地域における被害の拡大防止や軽減を図るため、平常時から災害への備えを行うとともに、一般的に自分は大丈夫という思い込み（正常性バイアス）が働くことを自覚しつつ災害時には自主的な防災活動に努めるものとする。

(1) 平常時の備え

- ① 避難の方法（避難路、避難場所等）及び家族との連絡方法の確認
- ② 飲料水、食糧等の備蓄、救急用品等の非常持出用品の準備
- ③ 隣近所との相互協力関係のかん養
- ④ 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握
- ⑤ 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得
- ⑥ 町内会等における避難行動要支援者含む要配慮者への配慮
- ⑦ 自主防災組織の結成による備蓄や訓練の実施
- ⑧ 防災行政無線設備（戸別受信機）の適切な管理

(2) 災害時の対策

- ① 地域における被災状況の把握
- ② 近隣の負傷者・避難行動要支援者救助
- ③ 初期消火活動等の応急対策
- ④ 避難場所での自主的行動や住民主体の避難所運営体制の構築
- ⑤ 防災関係機関の活動への協力
- ⑥ 自主防災組織の活動

2 事業所の責務

従業員や施設利用者の安全確保、経済活動の維持、地域住民への貢献等、事業所が災害時に果たす役割を十分に認識し、防災活動の推進に努めるものとする。

(1) 平常時の備え

- ① 災害時行動マニュアルの作成
- ② 防災体制の整備
- ③ 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施

(2) 災害時の対策

- ① 事業所の被災状況の把握
- ② 従業員及び施設利用者への災害情報の提供
- ③ 施設利用者の避難誘導
- ④ 従業員及び施設利用者の救助
- ⑤ 初期消火活動等の応急対策
- ⑥ ボランティア活動への支援等、地域への貢献

第6節 黒松内町の概況と災害の状況

1 位置及び面積

黒松内町は、北海道南西部、後志管内の南端にあり、札幌市と函館市のちょうど中間点に位置し、渡島管内長万部町、胆振管内豊浦町、後志管内蘭越町、寿都町、島牧村の3地域5町村にまたがっている。

また、北は寿都町を経て日本海を望み、南は長万部町を経て太平洋を望んでおり、わずかな距離で直接海岸線に接することがない特殊な地域となっている。

(1) 位置

北緯 42° 35′ 07″ ～ 42° 46′ 01″
東経 140° 11′ 55″ ～ 140° 33′ 36″

(2) 面積、広ぼう

面積 345.67 k m²
東西 38.6 k m 南北 29.2 k m

2 地 勢

本町は、高山や平野が少なく、中央部を流れる朱太川とその支流となる黒松内川や熱郭川沿いの平野部を除くとほとんどが丘陵地となっている。市街地はJR黒松内駅周辺に形成されているために幹線道路からはずれた所に位置している。そのため緑地や河川などの良好な自然が比較的多く見られる。また、熱郭駅周辺の白井川地区にも「まち」の集積がみられるが、その他の地域ではごく薄い密度で集落が点在している。

3 気 候

気象条件は、日本海と太平洋の双方からの影響を受けるため、春から夏にかけて南南東の風が噴火湾で発生する濃霧を運び、低温となる独特の現象がみられる。また、冬には反対に日本海からの北北西の風が大量の雪をもたらし、厳寒となる。

年平均気温は後志管内平均より低い7.2℃、年平均降水量1,457mmであり、また、降雪量にあつては2月だけで3mを超え、年平均積雪量も133cmとなり、道南における多雪地帯と言われている。

4 災害履歴

年 月 日 (西暦)	種 別	被 害 状 況
明治 14 年 秋 (1881)	大 雨	大雨のため朱太川洪水
明治 35 年 9 月 (1902)	暴風雨	中ノ川校舎破壊
明治 37 年 6 月 30 日 (1904) 7 月 10 日 8 月 2 日 9 月 21 日	大 雨	大雨のため朱太川洪水
明治 41 年 1 月 8 日 (1908) 9 日 11 日 12 日	大 雪	猛吹雪
明治 44 年 7 月 26 日 (1911)	大 雨	大雨のため朱太川洪水
大正 2 年 8 月 27 日 (1913)	暴風雨	目名～熱郭間にて列車が河中に転覆、死者7名、負傷者67名
昭和 20 年 3 月 17 日 (1945)	大 雪	豪雪のため寿都鉄道が3ヶ月にわたって不通となり、作開小の児童生徒が除雪活動を行う。
昭和 23 年 9 月 (1948)	大 火	市街地大火、焼失家屋33戸、39世帯、被害者206人
昭和 49 年 4 月 (1974)	大 雪	融雪災害、被害総額1億2,800万円

年 月 日 (西曆)	種 別	被 害 状 況
昭和 50 年 8 月 (1975)	暴風雨	台風 5 号の影響により、被害総額 8 億 1,500 万円に及び、激甚災害地区に指定
昭和 56 年 8 月～9 月 (1981)	暴風雨	台風 15 号及び 18 号 (ほぼ連続) 床上浸水 10 棟、床下浸水 30 棟 土木河川・道路被害 49 ヲ所 被害総額 6 億 8,000 万円
昭和 60 年 9 月 (1985)	暴風雨	台風 13 号 床上浸水 1 棟、床下浸水 14 棟 農地被害及び土木河川・林業・道路被害箇所多数 被害総額 10 億 3,000 万円
平成 5 年 8 月 (1993)	地 震	北海道南西沖地震 一部破損住宅 114 棟、114 世帯、被害者 278 人 全壊非住宅 1 棟、農地被害 1.9ha 農業用施設被害 956 m ² 、営農施設被害 3 ヲ所 土木河川被害 1 ヲ所、道路被害 12 ヲ所 被害総額 1 億 7,448 万円
平成 16 年 9 月 (2004)	暴風雨	台風 18 号 一部破損住宅 5 棟、5 世帯、被害者 7 人 全壊非住宅 3 棟、一部損壊非住宅 47 棟 農作物被害 7ha、営農施設被害 12 ヲ所 林業被害 67.79ha (道有林 54.48ha、町有林 13.31ha) 公共施設被害 6 棟 被害総額 3,520 万円 (道有林除く 1,281 万円)
平成 18 年 2 月 (2006)	大 雪	平成 17 年 12 月～平成 18 年 2 月にかけての大雪 全壊非住宅 5 棟、一部損壊非住宅 10 棟 (被害総額算定せず)
平成 22 年 8 月 (2010)	大 雨	温泉水貯蔵タンク浸水 施設等の合併浄化槽浸水 側溝及び横断管の土砂詰まり 一部農地冠水 被害総額 87 万円
平成 29 年 9 月 18 日 (2017)	暴風雨	台風 18 号 軽傷 1 人、浸水被害 9 世帯 農地冠水 80ha、土木河川被害 4 ヲ所 道路被害 11 ヲ所、公共施設被害 2 ヲ所 社会福祉施設 1 ヲ所 被害総額 1,614 万円
平成 30 年 9 月 6 日 (2018)	地 震 ・ 大規模 停 電	北海道胆振東部地震 本町震度 3 (震源域は震度 7 (道内初)) 上記地震を主因とする全道停電 (ブラックアウト) 03:25 停電発生→7 日 22:47 全面復旧 (約 44 時間) 人的被害なし、廃棄乳 17,680 ㍤
令和 4 年 8 月 16 日 (2022)	大 雨	前日 15 日夜からの雨 (低気圧の通過) 人的被害なし (自主避難 1 世帯) 農地冠水 20ha 道路被害 5 ヲ所、河川被害 6 ヲ所 床下浸水 2 軒、床上浸水 1 軒、 温泉水貯蔵タンク浸水、道道通行止め 1 ヲ所 被害総額 3,000 万円